

明治大学校友会東京都多摩支部 会則

(名称)

第1条 本会は、明治大学校友会東京都多摩支部と称する。

(地位)

第2条 本会は明治大学校友会会則（以下「本部会則」という。）第3条の規定に基づく「支部」である。

(目的)

第3条 本会は、明治大学校友会会員相互の親睦と交流を図ると共に、学校法人明治大学(以下大学という)を賛助することを目的とする。

2 大学の現状並びにビジョンにかかわる情報収集と伝達により校友の母校への啓発を図る。

3 所管地域支部間の相互情報交換により親睦・交流の場作りを図る。

(事務所)

第4条 本会の事務所は支部長宅若しくは支部長が指定するところに置く。

2 本会の事務所に、本会の会則、会員名簿、役員名簿、議事録等を備える。

(地域支部及び会員)

第5条 本会の所管地域は、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、東大和市、武蔵村山市、国分寺市、国立市、福生市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市及び西多摩郡とし、当該地域に在住・在勤及び地域支部に所属する本部会則第5条の規定に基づく会員資格を有する者（「校友」）をもって組織する。

2 会員は居住地及び勤務地に移動が生じた場合、本人の申し出により特別会員として現在の所属地域支部に留まる事が出来る。但し、当該特別会員は地域支部で把握管理する。

(重要事項の報告等)

第6条 地域支部長は、地域支部会則の変更、役員の交替、総会の開催等、地域支部運営に関する重要事項について、その都度、多摩支部長に報告するものとする。

2 地域支部長は、地域支部総会終了後遅滞なく、役員名簿、決算書、事業報告書及び次期予算書等の書類に総会議事録を添えて、多摩支部長に報告するものとする。

3 地域支部が会員の同意により解散した場合には、地域支部長は遅滞なく解散に関する総会の議事録を添えて多摩支部長に届けなければならない。

(事業)

第7条 本会は、第3条の目的達成のために次の事業を行う。

(1) 大学賛助と本会振興のために必要な事業

(2) 会員相互の親睦・交流に必要な事業

- (3) 地域社会に対するPRと貢献
- (4) 所管地域支部の活動の支援
- (5) 支部会員名簿の整備及び管理
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事項

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計)

第9条 本会の運営のために必要な経費は、本部交付の運営補助金、寄付金、地域支部部分担金、事業収入、その他によって支弁する。

(予算)

第10条 支部長は、3月末までに、翌事業年度の事業計画及び予算を編成し、これを役員会に付議の上確定し、後日開催の総会において、これらの承認を得なければならない。

(決算)

第11条 支部長は、毎年事業年度終了後に事業報告書、決算書を作成し監査委員の監査を受けた上で役員会の議を経て、当該監査報告書を添えて総会に付議し、承認を受けるものとする。

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 副幹事長 若干名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 財務幹事 若干名
- (7) 監査委員 2名

(役員等の選任)

第13条 役員等は次により選任する。

- (1) 支部長は、選考委員会で選出し、役員会の承認を経て、総会で選任するものとする。
- (2) 副支部長は、各地域支部長及び同経験者の中から選考委員会で選出し、役員会の承認を経て、総会で選任するものとする。
- (3) 幹事長は、支部長が指名し、役員会の承認を経て総会で承認を得るものとする。
- (4) 監査委員は、役員会の承認を経て、総会で選任するものとする。
- (5) 副幹事長、幹事、財務幹事、及び本部会則第18条第2項第5号に規定する本部代議員は、支部長が指名し、役員会の承認を得るものとする。
- (6) 各委員会の委員長及び委員は、役員会で選任する。

(役員職務)

第14条 役員は、次のそれぞれの職務を担当する。

- (1) 支部長は、会務を統括し本会を代表する。
- (2) 副支部長は、支部長を助け支部長に事故ある時は、支部長が指名した順位により支部長の職務を代行する。
- (3) 幹事長は、支部長と協議の上役員会を主宰し、会務を執行する。
- (4) 副幹事長は、幹事長を補佐し事故ある時は、幹事長の職務を代行する。
- (5) 幹事は、本会の運営に当たる。
- (6) 財務幹事は、本会の会計業務も担当する。
- (7) 監査委員は、会計及び会務の執行について監査の上、監査報告書を作成し、監査結果を役員会と定時総会に報告する。
- (8) 各委員長は委員会を統括し、適宜役員会に報告する。

(役員任期)

第 15 条 役員任期は、就任後 4 回目に開催する定時総会の終結のときまでとし、同一職につき再任を妨げない。但し、支部長及び監査委員の再任は同一職につき 1 回限りとする。

2 欠員補充または変更のため選任された役員任期は、前任者の残余期間とする。

(相談役及び顧問)

第 16 条 相談役及び顧問は、若干名を役員会で選任するものとする。

2 相談役及び顧問は、支部長の諮問に応じ適宜助言する。また、支部長の要請があるときは役員会に出席する。

(会議)

第 17 条 本会を運営するために次の会議を行う。

- (1) 定時総会 毎年 1 回支部長が召集し開催する。尚、定時総会の事務局は、別途その都度支部長が指定するものとし、定時総会に係る口座は担当する事務局が管理する。
- (2) 臨時総会 必要に応じ、支部長が召集する。
- (3) 役員会 全役員をもって構成し、必要に応じ支部長が召集する。
- (4) 正・副支部長会 支部長・副支部長・幹事長・副幹事長・総務委員長・総務副委員長・各委員長で構成し、必要に応じ支部長が召集する。
- (5) 委員会 総務委員会、財務委員会（含む会計）、組織委員会、企画委員会、広報委員会、女性委員会、web 管理委員会、総会実行委員会を常設委員会とし、必要に応じて適宜委員会を設置する。

2 定時総会及び臨時総会の議長は、その総会において選任する。

3 総会、その他会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 定時総会及び臨時総会の議事については、議事録を作成する。また、その議事録は、出席会員のうちから議長が指名する 2 名の者が署名の上永年保存し、会員の閲覧に供する。

(その他)

第 18 条 この会則の変更は、総会で出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

- 2 この会則に定めなき事項は、役員会が別途協議の上決定する。
- 3 会員で本会または大学の名誉を汚した者は、役員会の議を経て除名または会員資格を停止することができる。

付 則 1（設立施行）

この会則は、平成16年4月1日多摩支部設立から施行する。

付 則 2（改定施行）

この会則は、平成27年6月28日改定により施行する。（2015年6月27日定時総会議決）

付 則 3（一部改定）

この会則は、平成30年7月1日一部改定により施行する。（2018年7月1日定時総会議決）

付 則 4（一部改定）

この会則は、令和元年7月9日一部改定により施行する。（2019年7月7日定時総会議決）